

スマート農業で結ぶ地域農業の発展支援事業実施計画審査基準

令和8年4月1日

福島県農業振興課

スマート農業で結ぶ地域農業の発展支援事業実施要領（令和8年4月1日付け施行。以下「実施要領」という。）第4の4に定める審査基準については、次のとおりとする。

第1 補助対象者の決定

1 事業計画に対する評価に応じた補助対象者の決定

実施要領第4の1に規定する事業計画について、別表1に掲げる評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、そのポイントの合計によって次に掲げる方法により補助事業者を決定する。

(1) 次の順序・方法により補助事業者を決定する。

ポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業計画から順に補助対象者を決定する。

(2) 同一ポイントを獲得した事業計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に予算の範囲内で補助対象者を決定する。

第2 配分基準の考え方の見直し

配分基準の考え方については、事業の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附 則

1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（事業計画に対する評価の基準）（50点満点）

1 事業実施主体・事業実施地区に関する項目（21点満点）

配点基準	ポイント
① 事業計画「2 事業実施主体の状況」における、事業実施主体の状況	
ア 下記以外の農業者	0
イ 農業経営改善計画（認定農業者）の認定を受けている場合は3点	3
ウ 地域計画における地域の担い手に位置づけられている場合は3点	3
エ 中山間の協定集落における担い手である場合は5点	5
② 事業計画「3 事業実施地区の状況」における中山間地域の割合	
ア 5割未満	1
イ 5割以上8割未満	3
ウ 8割以上	5
② 事業計画「3 事業実施地区の状況」において、センサス（2020年）による旧市町村単位で整理した場合の事業実施地区の範囲	
※ ただし、町村に、センサスによる旧市町村が1つしかない場合は、事業実施地区は全域とみなしに該当するものとして取り扱う。	
ア 単一の旧市町村で実施	2
イ 複数の旧市町村で実施	5

2 事業の概要に関する項目（20点満点）

配点基準	ポイント
① 事業計画「4（2）現状及び目標」において、目標年度の事業実施する農地の面積に占めるスマート農業機械等を共同利用（作業受託を含む）する面積の割合	
ア 5割未満	1
イ 5割以上8割未満	3
ウ 8割以上	5
② 事業計画「4（2）現状及び目標」において、目標年度の取組に参加する農業者の戸数	
ア 10人以上15人未満	1
イ 15人以上20人未満	3
ウ 20人以上	5
③ 事業計画「4（2）現状及び目標」において事業実施年度から目標年度の取組に参加する農業者の増加戸数	
ア 新たな参加農業者の増加戸数 0戸	0
イ 新たな参加農業者の増加戸数 1戸以上3戸未満	1

ウ 新たな参加農業者の増加戸数 3戸以上5戸未満	3
エ 新たな参加農業者の増加戸数 5戸以上	5
④ 事業計画「4（2）現状及び目標」において、事業実施年度から目標年度のスマート農業機械等を共同利用する面積の増加割合	
ア 10%未満	0
イ 10%	1
ウ 20%	2
エ 30%	3
オ 40%	4
カ 50%以上	5

3 その他（9点満点）

配点基準	ポイント
① 県が主催するスマート農業関係のセミナー等（オンラインを含む）への参加意向	
ア 県が主催するセミナー等への参加意向がない	0
イ 県が主催するセミナー等への参加意向がある	2
① 県のスマート農業専用サイトへの会員登録の状況について 事業実施主体（組織）として又は事業実施主体（組織）の構成員として、 イ及びウどちらも該当する場合 各2点	
ア 県のスマート農業専用サイトへの会員登録をしていない	0
イ 県のスマート農業専用サイトへ個別に会員登録をしている	2
ウ 県のスマート農業専用サイトへ事業実施主体（組織）として会員登録 をしている	2
② 県が整備したRTKシステムを利用するためのライセンス取得の意向	
ア 取得意向なし	0
イ 取得意向あり	3